

## 「別海町・中標津町・標津町の森林の整備と保全にかかる協定」のポイント

### （背景）

- 平成 24 年 4 月 1 日、別海町、中標津町、標津町は、新たな「市町村森林整備計画」を策定・公表。これは、「森林・林業再生プラン」（平成 21 年 12 月：農林水産省）及び新たな「森林・林業基本計画」（平成 23 年 7 月：閣議決定）に沿ったもので、「市町村森林整備計画」を民有林の森林整備のマスタープランと位置付け。
- 一方、平成 23 年 12 月に公表された「今後の国有林野の管理経営のあり方について」（林政審議会答申）では、国有林は、民有林との連携・民有林の経営に対する支援等を通じて森林・林業の再生に貢献すべきと提案。

### （概要）

- 今回の協定は、3 町に存在する民有林・国有林のうち、防風林及び河畔林を幅広くカバー。  
複数の隣接する自治体と森林管理署が連携して協定を結ぶ道内初めてのケース。
- 防風林及び河畔林は、地域住民の生活環境及び農畜産業・水産業を根底から支えるもの。特に約 1 万 5 千ヘクタールに及ぶ根釧台地の「格子状防風林」は地域の最大の特色であり、次世代に引き継ぎたい北海道ならではの宝物として 2001 年には「北海道遺産」に選定。
- 保全・整備の主な内容としては、
  - ・ 防風林・河畔林の機能維持・増進を図るとともに木材資源の有効活用を推進
  - ・ 防風林については間伐などを適切に行い、河畔林については上・下流の森林の連続性などを確保
  - ・ 民有林・国有林が隣接する地域では共同で森林整備することを推進
- 協定締結後はすみやかに関係者による「運営会議」を開催し、民有林と国有林とが今後施業を予定している箇所をお互いに提示することにより、順次「森林共同施業団地」を設定。  
これにより、路網の相互利用や施業の集約化など、効率的な森林整備を推進。

(協定の対象となる防風林と河畔林の全景)



(防風林の様子：カラマツ人工林)



(北海道遺産に選定)

